

農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)促進等による 地域経済活性化のための取組について(概要)

資料5 - 3

平成19年11月30日 農林水産省・経済産業省

趣旨

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携を取り、以下の具体的取組を推進。

具体的取組

地域経済活性化のための「農商工連携」促進等の取組

施策の相互活用の推進、施策の集中的実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発、地域産業におけるイノベーションの推進等を効果的に支援

- ・ 地域産品等に関する販売促進・新商品開発
- ・ 地域産業におけるイノベーションの推進
- ・ 地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進
- ・ 農業関連施策と中小企業関連施策の連携推進
- ・ 地域産品の輸出促進

「まるごと食べようニッポンブランド！」 「ニッポン・サイコー！キャンペーン」 の共同実施

国産農林水産品の消費拡大を図るため、両省それぞれが所管する業界団体等に対し、働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進(11月下旬より既に取組を開始)

- ・ 現場訪問の実施
- ・ 店頭販売の実施
- ・ 小売関係業界団体、生産者団体等との懇談会の実施
- ・ 製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR

「農商工連携」のためのPR等

両省が相互のネットワーク等を通じ、連携して「農商工連携」のためのPRを実施し、農業・工業・商業の事業者等への普及啓発を実施

- ・ 「立ち上がる農山漁村」の推進
- ・ 「農商工連携88選」の作成
- ・ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開
- ・ 海外でのトップセールス 等

法制度面等での検討

「農商工連携」、バイオ燃料の生産の促進について、必要に応じ、法制度も含めた支援の基本的枠組みについて引き続き検討